

政令番号232 N,N-ジメチルホルムアミド

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成22年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道	6.7E+2							671.8
2	青森県	1.6E+2							163.0
3	岩手県	2.9E+2							287.1
4	宮城県	4.6E+2							463.1
5	秋田県	2.3E+2							229.4
6	山形県	4.7E+2							467.8
7	福島県	7.5E+2							745.8
8	茨城県	1.5E+3							1,468.0
9	栃木県	1.3E+3							1,325.1
10	群馬県	1.5E+3							1,481.3
11	埼玉県	3.6E+3							3,612.4
12	千葉県	1.4E+3							1,368.9
13	東京都	4.7E+3							4,740.1
14	神奈川県	2.2E+3							2,225.3
15	新潟県	1.3E+3							1,253.8
16	富山県	5.7E+2							565.8
17	石川県	1.2E+3							1,228.0
18	福井県	1.0E+3							1,043.9
19	山梨県	7.8E+2							776.5
20	長野県	1.1E+3							1,051.0
21	岐阜県	1.6E+3							1,615.0
22	静岡県	2.4E+3							2,411.5
23	愛知県	5.4E+3							5,387.4
24	三重県	8.3E+2							829.0
25	滋賀県	7.7E+2							766.7
26	京都府	2.0E+3							2,000.0
27	大阪府	5.9E+3							5,921.6
28	兵庫県	2.7E+3							2,716.4
29	奈良県	7.3E+2							733.5
30	和歌山県	5.2E+2							522.8
31	鳥取県	1.3E+2							134.7
32	島根県	1.3E+2							130.8
33	岡山県	7.7E+2							769.6
34	広島県	9.1E+2							909.8
35	山口県	3.1E+2							305.8
36	徳島県	2.0E+2							201.6
37	香川県	2.7E+2							275.0
38	愛媛県	3.3E+2							327.1
39	高知県	1.3E+2							132.7
40	福岡県	9.1E+2							906.0
41	佐賀県	2.1E+2							207.4
42	長崎県	1.8E+2							175.4
43	熊本県	3.0E+2							298.4
44	大分県	2.3E+2							231.8
45	宮崎県	2.0E+2							203.2
46	鹿児島県	3.2E+2							322.1
47	沖縄県	2.5E+2							248.6
	全国	5.4E+4							53,851.9